令和8年度軽自動車税の税額について

車両区分		税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下又は定格出力0.6kw以下	2,000円
	電動キックボード(特定原付)定格出力0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下又は定格出力0.8kw以下	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円
	90cc超125cc以下又は定格出力1.0kw以下	2,400円
ミニカー(50cc)		3,700円
軽自動車二輪(被牽引車を除く)		3,600円
軽自動車二輪(被牽引車)		3,600円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	2,400円
	その他(タイヤシャベルなど)	5,900円

●四輪以上及び三輪の軽自動車の税額(年額)

車両区分			最初の新規検査年月からの経過年数		
			13年超過	13年以下	
				最初の新規検査年月	
			H25.3以前	H27.3以前	H27.4以降
軽自動車三輪			4,600円	3,100円	3,900円
軽自動車四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車登録をした軽自動車(三輪及び四輪以上)のうち、排出ガスと燃費性能の優れた車両は、グリーン化特例(軽課)が適用されます。令和7年度に新車登録をした場合は**令和8年度の税額が軽減**されます。

対象となる車両及び軽減後の税額は下表の①～②のとおりです。【令和8年度】

●グリーン化特例(軽課)の対象となる車両

区分	軽減率	対象車両		燃費性能基準	排出ガス規制適合
①	概ね75%軽減	電気軽自動車		―	―
		天然ガス軽自動車		―	平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制10%以上低減達成
②	概ね50%軽減	ガソリン車ハイブリッド車	乗用(営業用)	令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%以上達成	平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成

※初度検査年月・燃料の種類・燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されています。

●令和8年度グリーン化特例(軽課)による税額(年額)

車両区分			グリーン化特例(軽課)適用車両の税額		特例適用外の車両の税額
			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	
軽自動車三輪			1,000円	―	3,900円
軽自動車四輪以上	乗用	自家用	2,700円	―	10,800円
		営業用	1,800円	3,500円	6,900円
	貨物	自家用	1,300円	―	5,000円
		営業用	1,000円	―	3,800円

○初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度のみ軽減されます。

＜お問い合わせ＞
〒637－1333
奈良県吉野郡十津川村小原225-1
十津川村役場　財政課
☎ 0746－62－0903